

ポスト2010年目標の策定に向けて（外務省試案）

—2009年末に日本提案を策定・提出するために、関係者間での議論を喚起・促進するための外務省試案—

ポスト2010年目標は2010年10月のCOP10で決議されるが、2009年末に日本は議長国案を各国に正式に提示する必要がある。一方、COP10や生物多様性に関する国民の関心は必ずしも高くなく、COP10に向けて関心を高めていく必要がある。このため、国民的な議論を喚起・促進するために外務省として本試案を提示するものである。

1 **中長期の目標**（2050年）：

例えば、以下の要素を盛り込んだ内容とする。

- ・ **生物多様性の状態が少なくとも現状以上に回復する。**
- ・ **人と自然の共生が図られ、生態系サービスの恩恵が全ての人々により持続可能な形で享受される。**
- ・ **地球上の全ての国の人々が、生態系、生息域保全に向けて行動している。**

2 **短期の目標**（2020年）：

現在の目標と同様に生物多様性の損失に着目し、例えば、「**種の絶滅も含め、生物多様性の損失が止まる。**」などとする。

又は、既に合意されている戦略計画の項目（Focal Area）を尊重しつつ、必要に応じて新たな項目を追加、複数の項目を統合し、例えば以下のとおり項目ごとの目標を盛り込む。

（1） **生物種の保存の活動を拡充し、生態系の保全がなされる面積を拡大する。**

（Focal Area 1、3 に対応）

（2） **生物資源を用いた産品、サービスのうち、持続可能な方法による生産・消費の比率を高める。**

（Focal Area 2 に対応）

（3） **生物多様性の脅威の状況、程度への認識を高め、速やかな対策を構築する。**

（Focal Area 3 に対応）

（4） **生態系サービスの恩恵に係る理解の促進と、その恩恵を享受するための仕組みを整備する。**

（Focal Area 4、7 に対応）

（5） **伝統的知識の保護とABS（遺伝資源へのアクセスと利益配分）の取組を促進するための体制を整備する。**

（Focal Area 5、6 に対応）

3 **行動計画**と数値指標：

ポスト 2010 目標・条約戦略計画の改訂版について、そのフォーマットや構成は、各国間の今後の議論を踏まえて決められるため、現時点での予測しがたい面があるため、以下では、ポスト 2010 年目標、改訂戦略計画に盛り込まれるべき要素を我が国から提起すべきものを中心に記述している。つまり、これらの要素が追加・記述されるべきが COP 6 決定の「Strategic Goals and Objectives」、COP7 決定の「Focal Areas」、「Goals」、「Targets」のいずれになるかを明示せずに記述。

また、施策と数値指標は、必ずしも各国共通のものとして合意すべき性格のものではなく、各国・各組織が実施活用するものを例示するものとして合意することも想定。各国共通のものにする場合でも、施策、指標は COP 10 以降に具体化することとし、その方針、スケジュールを示すにとどめることも想定。

(1) **生物種の保存の活動を拡充し、生態系の保全がなされる面積を拡大する。**

- ・ **生態系保全の手法として、国有地化、国の直接管理だけでなく、生態系に悪影響を与える活動の規制や住民参加の管理も取り入れた保護区的面積を拡大する。**

Ex. 我が国の国立公園にみられる地域制の方法を普及
(数値指標) 保護区的面積

- ・ **生態系の分断を解消するために、その連結ルートを設定することにより、生態系全体としての広域化・ネットワーク化を図る。**

Ex. 流域内の生物生息・生育空間の連続性の確保、回廊による生態系保全地域の連結
(数値指標) 連結・ネットワーク化された生態系保全のための地域・保護区的面積

- ・ **森林保全に係る指導、技術支援の徹底により森林面積の減少を防ぐほか、植林による面積を拡大。**

Ex. 持続可能な森林経営事業
(数値指標) 森林の総面積

- ・ **都市地域における公園緑地、街路樹の拡張、屋上緑化等により、都市の緑化面積を拡大。**

Ex. 都市計画における緑化対策の配慮
(数値指標) 都市における緑化面積

(2) **生物資源を用いた産品、サービスのうち、持続可能な方法による生産・消費の比率を高める。**

- ・ **生態系に与える影響に配慮した農業生産技術の普及**

Ex. 生態系に与える影響に配慮した農業生産の支援
(数値指標) 生態系に与える影響に配慮した農業生産に取り組む農業者数

- ・ **持続可能な森林経営の普及・拡大を図る。**
Ex. 森林施業計画の指導、違法伐採対策に係る協力
(数値指標) 森林施業計画数、合法木材の使用率
- ・ **持続可能な漁業生産と漁場環境の保全を促進する。**
Ex. 資源回復計画の推進、漁場改善計画の推進、藻場・干潟等の保全の推進、生物多様性に配慮した漁港漁場の整備
(数値指標) 資源回復計画の作成数、漁場改善計画対象海面における養殖生産に占める割合、藻場・干潟の造成面積、魚礁や増養殖場の整備面積
- ・ **持続可能な土地利用の推進を図る。**
Ex. 生物多様性の保全を確保した土地利用の推進

(3) **生物多様性の脅威の状況、程度への認識を高め、速やかな対策を構築する。**

- ・ **生物多様性の危機的状況に係るモニタリング手法を改善し、その実施の普及・拡大を図り、実施を促進する。**
Ex. GEO-BON、「地球地図」、各種モニタリング技術の移転
(数値指標) 2010年目標の実施状況評価で用いられる指標の継続的な使用。新たに開発される指標
- ・ **生物多様性の状況、研究、及び保全策に関して、普及啓発及び情報共有を一層推進する。**
Ex. 行動リストの作成、各種の普及啓発活動・環境教育・情報共有体制の構築
- ・ **生物多様性の状況に関する研究を政策担当者に提示する。**
Ex. IPBES (生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学プラットフォーム)等の科学と政策の連携体制の推進
- ・ **侵略的外来種について適切な対策を講じる。**
Ex. 外来種に対する検疫措置の強化
- ・ **気候変動の「緩和・適応」について適切な対策を講ずる。**
Ex. 気候変動の「緩和・適応」具体策

(4) **生態系サービスの恩恵に係る理解の促進と、その恩恵を享受するための仕組みを整備する。**

- ・ **生態系サービスの恩恵を数値化、経済価値化するなどにより、可視化し、一般国民の間での理解を深める。**
Ex. TEEB (生態系と生物多様性の経済学) 等生態系サービスの経済価値化に関する取組の推進
(数値指標) TEEB等を通じて把握される生態系サービスの価値の総額

- ・ **生態系サービスを開発事業に関連させるための対策及び、生物多様性の持続可能な利用を通じた貧困対策の実施。**

Ex. ノーネットロスの考え方の推進

- ・ **二次的自然環境の持続的な利用など、生態系サービスの恵みを楽しみ、その保護を図ってきた活動を更に促進させる。**

Ex. *Satoyama* イニシアチブ、ものづくり文化の紹介・普及

(数値指標) 持続可能な利用が達成される「里山」「里海」の事例数

(5) 伝統的知識の保護とABSの取組を促進するための体制を整備する。

- ・ **二次的自然環境の持続可能な利用に関する伝統的知識の維持・活用を促進する。**

Ex. *Satoyama* イニシアチブ

(数値指標) 伝統的な知識を活用し持続可能に利用されている自然環境の面積

- ・ **ABSの国際レジームの着実な実施確保のための国内政策を充実させる。**

Ex. 途上国の国内制度整備に係る技術支援

(数値指標) ABS国内制度を整備した国の数。

- ・ **利用者・提供者間に対する意識啓発を進め、国内制度の遵守、契約の締結・遵守を促す。**

Ex. 各種啓発措置

(数値指標) セミナー等の開催件数、ABSについての認知度

- ・ **遺伝資源の潜在的な価値を引き出し、利用と利益配分を実現させるための方策を充実させる。**

Ex. 途上国における遺伝子資源探索等の技術協力・研究支援、研究開発のための施設整備

(数値指標) 途上国に対する遺伝子資源探索等の技術協力の案件数